

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
3月15日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....二
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....二
- 公告
 - 一般競争入札の実施(農林水産政策課).....二
 - 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区中西換地区)の換地処分(農村整備課).....三
- 選管告示
 - 直接請求に必要な有権者の数.....四
- 企業管理規程
 - 山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程.....四
 - 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程.....五
 - 山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程.....五



山口県告示第五十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和四年三月十五日

三田尻港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

一 埋立区域

(一) 位置

防府市大字田島字平根九三〇から同大字字大久保平根九三四を経て同大字字瀬ノ上五〇一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から3の地点までを順次結んだ線、3の地点から一二度三三分三秒五〇三・六五メートルの地点を中心とする半径五〇三・六五メートルの円で3の地点と4の地点を結ぶ南西側の円弧、4の地点から二四度一分五秒六九八・五〇メートルの地点を中心とする半径六九八・五〇メートルの円で4の地点と5の地点を結ぶ北東側の円弧、5の地点から三四度三三分三秒四九五・〇メートルの地点を中心とする半径四九五・〇メートルの円で5の地点と6の地点を結ぶ南側の円弧、6の地点から8の地点まで順次結んだ線及び1の地点と8の地点を結ぶ平成四年春分の満潮位(C. D. L. 十三・四六メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 三田尻港中関灯台基部に設置した基準点(北緯三三度五九分五八秒、東経一三一度三三分三八秒)から二五一度〇五分二二秒五〇三・九五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一九二度三三分三秒九秒一八・五八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二八二度二八分二〇秒三・五一メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二九三度一六分〇一秒一八七・二二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二七九度三二分一三秒五八五・五〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二六五度五八分一四秒一九四・七二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二七六度四三分二八秒一・三八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三二〇度五六分一〇秒二四・九八メートルの地点

(三) 面積

一七六、一〇二・九三平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成四年十二月二十五日 指令港湾第六九九号

三 関係図書を閲覧できる市町

防府市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 認可の年月日
令和四年三月二日

山口県告示第五十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

長門市役所油谷支所	名九六四	油谷新別	〃	〃
-----------	------	------	---	---

を

長門市役所油谷支所	名九六四	油谷新別	〃	〃
長門市役所通出張所	〃	通六七一	〃	〃
長門市役所仙崎出張所	七四	仙崎一三	〃	〃
長門市役所俵山出張所	〃	〃	〃	〃
長門市役所油谷支所向津具出張所	〃	〃	〃	〃

に、

〃	〃	〃	〃	〃
---	---	---	---	---

〃の四 仙崎八五 平成二一、一

を
〃の四 仙崎八五 平成二一、一に改める。



(三二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入
物品等の名称
電気

(二) 物品等の予定数量
三百二十七キロワット時

(三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間
令和四年六月一日から令和七年五月三十一日までの間

(五) 納入場所
山口県下関水産振興局及び下関漁港地方卸売市場

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和四年三月十五日から同年四月二十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局総務課

山口県知事 村岡 嗣 政

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和四年三月十五日から同月二十九日までの午前九時から午後五時までの間、山口県下関水産振興局総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県下関水産振興局総務課

(三) 受領期限

令和四年四月二十五日午後五時（入札書を持参する場合は、令和四年四月二十六日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

下関市大和町二丁目一六番一号 山口県下関水産振興局研修室

(二) 日時

令和四年四月二十六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県下関水産振興局長 清水 久洋

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年四月十八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県下関水産振興局総務課（電話〇八三一二六六一二一四一）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Bureau in charge of contract: Shimonoseki Fisheries Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 3,027,000 kWh of electricity

(3) Delivery period: From June 1, 2022 to May 31, 2025

(4) Delivery place: Shimonoseki Fisheries Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government and Shimonoseki Fishing Port Local Wholesale Market

(5) Bureau in charge of procurement and Contact point for the notice: General Affairs Division, Shimonoseki Fisheries Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-16-1 Yamato-machi, Shimonoseki City (Tel. 083-266-2141)

(6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M. April 25, 2022
(If brought in person: 10:00 A.M. April 26, 2022)

(三三三) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区中西換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区中西換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和四年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分の年月日

令和四年三月一日

月 日」に改め、同表二のロ及びハ中「(平成 年山口県企業局告示第 号)」を「(年山口県企業局告示第 号)」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この管理規程は、令和四年三月十五日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月十五日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表中「35mm」を「30mm」に改める。

附 則

この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月十五日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員証取扱規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表、別記第二号様式(その一)の添付書類2、同様式(その二)の添付書類2及び別記第五号様式の添付書類2中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

附 則

この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月十五日
発行

発行人

山口県知事